

H24年1月18日

血

液

内

科

だ

よ

り

4月より外来でも『限度額適用認定証』が利用できます。

ここ数年、患者さまのQOLを高めるため、外来化学療法室にて抗腫瘍剤投与を継続するケースが増えてきました。現在、化学療法など高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が、自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、H24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の方 ●70歳以上の非課税世帯等の方	加入する健康保険組合などに『限度額適用認定証』の交付を申請して下さい	『限度額適用認定証』を窓口 に提示して下さい。
70歳以上75歳未満で、 非課税世帯等ではない方	必要ありません。	『高齢受給者証』を窓口 に提示して下さい。
75歳以上で、 非課税世帯等ではない方	必要ありません。	『後期高齢者医療被保険者 証』を窓口 に提示して下さい。

以前、『限度額適用認定証』を入院された際、申請された方は、外来でも有効期限までは使用できますが、ひと月の窓口負担は、入院・外来・薬局それぞれ、限度額までのお支払いになります。後日、高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、ご加入の健康保険組合などから支給されます。